

## 正誤表

本書『[全訂二版] 医療法人の設立・運営・承継と税務対策』(平成21年4月16日発行)に下記の誤りがありますので、お詫びのうえ訂正させていただきます。

税務研究会出版局

ページ	誤		正	
	△年月の経過		△年月の経過	
247 ページ				
基金返還時	現金	100 基金	現金	100 基金
の仕訳方法	土地	50 繰越利益剰余金	土地	50 繰越利益剰余金
	建物	50	建物	50
※基金返還				
(借方) 基金	100 (貸方) 基金	100	(借方) 基金	100 (貸方) 現金
258 ページ	…引き下げるというものです（措法42の3の2）。 下から1行 経過措置型法人もこの適用を受ける法人となりま す。		…引き下げるというものです（措法42の3の2）。 基金拠出型法人もこの適用を受ける法人となりま す。	

## 追 錄

本書『[全訂二版] 医療法人の設立・運営・承継と税務対策』(平成21年4月16日発行)の刊行後、新たな改正が行われましたので、下記文章を追加してお読みください。

税務研究会出版局

○385 ページ 上から7行目以下記文章を追加してください。

(3) 「租税特別措置法の一部を改正する法律」(平成21年法律第61号)により、交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額が年600万円(改正前400万円)に引き上げられました。この改正は、平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

○385 ページ 「<図表>決算時期による交際費等の損金算入枠変遷一覧」は下図に読み替えてください。

<図表>決算時期による交際費等の損金算入枠変遷一覧

資本金の区分 (平成14年3月以前開始 (平成15年2月決算以前))	1年決算法人の事業年度の区分(決算時期)			
	平成14年4月～平成15年3月開始 (平成15年3月～平成16年2月決算)	平成15年4月以後開始 (平成16年3月決算以後)	平成21年4月1日以後 終了する事業年度	
1,000万円以下	400万円まで80%	400万円まで80%	400万円まで90%	600万円まで90%
1,000万円超 5,000万円以下	300万円まで80%	400万円まで80%		
5,000万円超 1億円以下	全額損金不算入	全額損金不算入	全額損金不算入	全額損金不算入
1億円超				

(平成21年6月現在)